

【地域密着型通所介護（日常予防・生活支援総合事業）】

利用契約書

_____（以下、「利用者」という。）と、特定非営利活動法人ありがとう（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う「地域密着型通所介護サービス（日常予防・生活支援総合事業）」について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法等関係法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な世話及び機能訓練を行うなどの地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業の内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「地域密着型通所介護計画書」、「日常予防・生活支援総合事業計画書」という。）は、別紙「地域密着型通所介護計画書」、「日常予防・生活支援総合事業計画書」に定める通りとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日（要介護・要支援認定有効期間の満了日です。）までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2 前第1項の契約期間満了日の7日以上前に、利用者から事業者に対して書面による契約解除の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護計画書及び日常予防・生活支援総合事業計画書の決定、変更）

- 1 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防支援計画の内容に沿って利用者の「地域密着型通所介護計画書」、「日常予防・生活支援総合事業計画書」を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明、同意を得た上でサービスを提供します。
- 2 利用者は、いつでも地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業の内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、利用者及びその家族の希望を聞いた上で、速やかに検討を行います。
- 3 地域密着型通所介護（介護予防通所介護）の内容を変更した場合、事業者は利用者に対して変更した「地域密着型通所介護計画書」「日常予防・生活支援総合事業計画書」を交付し、その内容について、利用者の合意を得るものとします。
- 4 事業者は、介護計画の変更に際し、居宅サービス計画（ケアプラン）・日常予防・生活支援総合事業計画の変更が必要となる場合は、速やかに居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターへの連絡調整を行います。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、別紙「地域密着型通所介護計画書」に定める介護保険給付対象外のサービスを提供します。
- 2 事業者は、第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。また、利用料金は利用者が負担するものとします。

第6条 (利用料金等の支払い)

- 1 利用者は、事業者が提供する介護サービスを受け、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 2 利用者は、サービス利用料金をサービスの利用後、請求に基づき、支払指定日までに事業者を支払うものとします。
- 3 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合、あるいは、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、1ヵ月前までに書面で通知することにより、サービス料金を変更できるものとします。利用者が変更不同意の場合には、いかなる負担を負うことなく、この契約を解除することができます。

第7条 (サービス利用の中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業サービスの利用を中止・変更・追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の2日前までに、事業者申し出ることにします。
- 2 利用者が、利用期日の前日または当日に利用の中止を申し出た場合は、「重要事項説明書」に定める所定の取消料をお支払いいただきます。但し、利用者の急病による入院等、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、サービス利用の追加・変更の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第8条 (契約の解除)

- 1 利用者は、事業者に対して7日以上予告期間をもって書面で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の急病による入院等、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。この場合、利用者はいかなる負担も負いません。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、2週間以上の予告期間をおいて理由を示した書面を持って通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターへの連絡調整を行うものとします。
- 3 事業者は、利用者が以下の項目に該当する行為を行なうことで、サービスの提供を継続することが著しく困難であると判断した場合、本契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所職員に対し暴力または乱暴な言動、無理な要求等をする。

(例)

- ・物を投げる
- ・職員の服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの要求 など

(2) 利用者がセクシャルハラスメントと認められる行為を事業所職員に対して行なう。

(例)

- ・介護従事者の身体を触る、手を握る（必要もなく）
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・性的な話、卑猥な言動をする など

第9条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は終了するものとします。

- （1） 利用者が死亡したとき
- （2） 第8条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき、又は、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- （3） 利用者が介護保険施設へ入所したとき
- （4） 利用者の要介護・要支援認定区分が、自立とされたとき

第10条（相談・苦情等の対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を「重要事項説明書」のとおり設置し、提供する介護等に関する利用者の相談・苦情等に対し、迅速に対応するものとします。

第11条（緊急時の対応）

- 1 地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医あるいは医療機関に連絡をし適切な措置を講じます。
- 2 利用者の家族等関係者に速やかに連絡します。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対するサービスの提供中により事故が発生した場合は、速やかに居宅介護支援事業者、市町村、ご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 4 事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止の為の対策を講じます。

第13条（非常災害の対策）

利用者に対するサービスの提供中により天災その他の災害が発生した場合は、従業者は利用者の非難等適切な措置を講じます。また、防火管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

第14条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護・日常予防・生活支援総合事業の提供にあたって、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害を賠償します。
- 2 利用者は、事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により損害を与えた場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第15条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、利用者と家族の個人情報を用いる場合は、利用者及び利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。

第16条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。但し、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第17条 (契約外条項)

この契約に定めない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して、利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、本書（原本）を利用者、複製コピーを事業所が、保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

(保証人) 住 所
氏 名 (続 柄) 印

事業者 所在地 高知県高知市横浜西町29番32号
 名称 特定非営利活動法人 ありがとう
 事業所名 名称 デイトレあっぱれ
 代表者名 前川 栄子 印
 <高知県知事認定 第3970106013号>